

ヒトラー内閣の政策

第十一編 社會政策

第二章 社會保險及給與

三 給與制度

國政研究會

昭和十一年九月

6428

注 意 事 項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008 番

昭和十一年九月十八日

レトラー内閣の政策

第十一編 社會政策

第二章 社會保險及給與

三 給與制度

國政研究會

目次

次

第十一編 社會政策

第二章 社會保險及給與

三、給與制度

1、國民的高揚のための戰士給與

(一) 國民的高揚ノ爲メノ戰士給與ニ關スル法律

(二) 軍人傷痍法変更ノ爲メノ法律

2、國給與範圍の変更

ア、國給與範圍変更法の内容

(一) 國給與ノ範圍ニ於ケル変更ニ關スル法律

(二) 國給與ノ範圍ニ於ケル変更ニ關スル法律ハ

イ、給與手續の改正

(三) 給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律変更

ニ關スル第五法律

(四) 第一施行令要綱

(五) 第二施行令

ろ、國防軍人の給與

(一) 國陸軍及國海軍所屬者並遺族ノ給與ニ關ス

ル法律変更ニ關スル法律

(二) 同 法 (第二)

4. 現役兵家族の救護

ア、ドイツ現役兵及勞働服務義務者の家族救護

手當令

イ、ドイツ現役兵及勞働服務義務者の家族救護規程

給與制度に關する立法一覽表

第十一編 社會政策

第二章 社會保險及給與

三、給與制度

ドイツに在りては前項に於て説明したる社會保險制度の外に、國扶助法、軍事扶助法、軍人傷病法、國水利保護に於ける警察官吏扶助法等ありて、保險制度に據らざる給與によるの社會政策上の公民保護制度存在す。ヒトラー内閣に於ては是等給與制度に対して改正を行ひたり。

1. 國民的高揚の爲めの戰士給與

ドイツに在りては官公吏のために國扶助法制定せられあり、労働者、職員等の社會保險制度と別個にそれ等の健康傷害に対する給與施設を講じ居たりしが、ナチスの國家改造は歴史的に觀るも

一時代を劃するの重大なる事業なりしに拘らず、官公吏の範圍に屬せざる、その運動に参画したる多くの戰士は何等特別の扶助を受くるの制度なきため、健康傷害のため、それ等戰士は勿論其の遺族は國家の扶助圏外に置かれたり。乍併ドイツ第三國家の建設は一應完成したりしとは謂へ、ナチスの政策を實行し國民的に更に一段の發展を爲さんとするためには、是等建國の戰士及遺族をして生活の保証を確保せしめざるべからざると共に、斯くすることとは將來に向つての國民的高揚の基礎を益々鞏固ならしむるの原因となるべきものなり、茲に於て一九三四年二月二七日ヒトラー内閣は、「國民的高揚ノ爲ノ戰士給與ニ関スル法律」を制定し、ナチス第三國家建設の戰士及其の遺族を扶助する制度を確立せり、本法に依るときは、國扶助法の規定を新に適用して給與を受くることを得るに至れるものゝ範圍は、ナチス党、鉄兜團、戰線兵

士同盟並上述の組織に於ける所屬者にして、肉體損傷の結果健康を害したるもの、及其の遺族なり、而して特に一九三三年一月一日以前に所屬せる期間中國民的高揚のため政治的闘争に關聯し、政敵により損傷を蒙りたる者を明瞭に指示し居れり。更に其の期間内に於て既に解散したる國民聯盟の旧所屬者にも準用すと規定せり。勿論是等の給與は政府に於て積極的に支出するものに非らず、是等の戰士及其の遺族より申立を爲したる時に行はるゝものにて、その点は社会保険制度に於て一般に見らるゝ強制的加入の義務なるものとは趣きを異にす、即ち申立はナチス党の補助金庫、國指導本部の同意を必要とす。然るに一方必要を認めるときは本人の申立なき場合と雖もナチス党の補助金庫は独立に申立を爲すことを得るの途を招き居れり、斯くして給與を受くの制度となりたるが、其の受くべき年金額は年令に依りて差異を設けあり、

一般國扶助法の年金額を基準として、十四歳未満は百分の二十、十四歳以上は百分の三十、十五歳以上は百分の六十、満十六歳以上は百分の八十、満十七歳以上は國扶助法年金額と同額なり。本法はまた他の同一健康傷害に対する給与規定との関係につき公平を失せざるの制度となし居れり。例へば軍人傷痍法、守備兵傷痍法等の関聯に於て、賠償金又は給與金は常にそれ等の法規に示されたる額と同額たるべきことを規定せり

斯くして給與を受くるに至るも、若し被給與資格者にしこ、ナチス党、鉄兜團及戦線兵士同盟より除外せられたるとき、除名の效果を生じたる事実公知となれるときは上述したる給與資格は褫奪せらるゝに至る。國民的高揚を企圖するナチス第三國家に於ては當然の処置なるが如し、次に法律の全文を掲げて其の内容を明かにす。

(一) 國民的高揚ノ爲ノ戰士給與ニ関スル法律

一九三四年二月二七日

國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 ドイツナチス党及鉄兜團、戦線兵士同盟並ニ前記組織者

ハ肉體損傷—ドイツナチス党及鉄兜團、戦線兵士同盟又ハ其組

織ニ一九三三年一月一日以前ニ所屬セル期間中國民的高揚ノ爲

ノ政治的闘争ニ関聯シ政敵ニヨリ蒙リタル—ノ健康傷害的結果

ノ故ヲ以テ申立ニ基キ其後別段ノ事項ノ規定セラレサル限

リ國扶助法ノ規定準用ノ下ニ給與ヲ受ク其遺族ニ付亦同シ

第一項ノ規定ハドイツナチス党、鉄兜團、戦線兵士同盟及其

組織並ニ其間ニ解散セラレタル國民聯盟ノ旧所屬者及其遺族

ニ之ヲ準用ス、申立ハドイツナチス党ノ補助金庫、國指導本

部ノ同意ヲ必要トス、補助金庫モ亦独立ニ申立ヲナスコトヲ

得

第二條 負傷者ノ年金ハ次ノ額トス

十四才未満ノ場合及健康傷害ノ結果、扶養義務者ニ特別ノ支出

ヲ要スル場合ハ國扶助法ニヨリ給與サルヘキ手当ノ百分ノ二〇

滿十四才以上ノ場合ニハ該手当ノ百分ノ三〇

滿十五才以上ノ場合ニハ該手当ノ百分ノ六〇

滿十六才以上ノ場合ニハ該手当ノ百分ノ八〇

滿十七才以上ノ場合ニハ該手当ノ百分ノ一〇〇

國扶助法第二十八條第三十三條第三十六條第四十一條第二項第

四号第四十五條第五十二條及第五十五條第二項及第四項ノ適用

ニ際シ軍服務期間ハ負傷ノ時期之ニ代ル一時金(第三十二條)

ニ関スル國扶助法ノ規定ハ適用セラル、コトナシ

第三條 第一條ノ意味ニ於ケル負傷ノ結果死去シタル者ノ遺族ハ

該死者カ年金受領者ニ非サリシ場合ト雖モ埋葬料ヲ受クルノ権
ヲ有ス

第四條 本法ニヨリ給與ヲ受クルノ権ヲ賦與セラレタル者ニ付シ
テハ重傷者ノ業務ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第五條 同様ノ健康傷害(第一條)ノ為ニ一九二七年一月二二

日附軍人傷病法第十八條ニヨリ又ハ一九二七年四月一二日附守

備兵傷病法ニヨリ給与又ハ賠償金ノ支給セラル、場合ニハ該給

與又ハ賠償金ハ本法ニヨリ支給セラレタル給與金額ヲ超ユルコ

トヲ得ス

第六條 一九三三年六月三〇日附一般官吏俸給及扶助ノ範圍ニ関

スル規定変更法第七十五條、一九三一年一月六日附経済及財

政等ノ保全ノ為ノ國大統領第三命令、一九三三年六月三〇日附

前述法律第六十二條第一号及第二号法文ニ於ケル第三編第五章

第一節第十條及第二節第十條並一九三一年一月八日附經濟
及財政ノ保全ノ爲ノ國大統領第四命令、第五編第四章第一節第
十條及第十一條、一九三二年一月十九日附社會給付ノ補完命
令第四條第一項及一九三三年二月一八日附社會保險ニ於ケル及
國給英ニ於ケル最酷緩和ノ爲ノ國大統領令第一條ノ諸規定ハ本
法ニヨリ支給セラレタル給與手當ニ之ヲ通用ス
職業紹介及失業保險法第百十一條ノ第一項第二号、第二項及第
三項ノ規定ハ本法ニヨリ支給セラレタル給與手當ニ對シ一月二
十五ライヒスマルク迄ノ額ヲ通算ヨリ除外セル規程ヲ以テ之ヲ
適用ス

第七條 國扶助法第三十三條、第四十九條、第五十二條及第五十
四條ニ掲ケラレタル期間ノ進行ハ早クトモ本法施行ト共ニ開始
ス

第八條 本法ニヨリ行政手續ニ於テ必要トスル決定ニ関シテハ給

與物件ニ於ケル手續ニ関スル法律第一條ニ掲ケラレタル行政官
廳之カ管轄權ヲ有ス、其決定ニ對シテハ交付後一ヶ月以内ニヨ
ーロッパ以外ノ交付ノ場合ニハ六ヶ月以内ニバイエルン中央給
與局ニヨリ設ケラレタル委員會ノ決定ハ終審的トス、委員會ハ
議長一名並ニ医師一名及其他ニ陪席員一名ヲ以テ構成ス、國勞
働大臣ハ議長、陪審員及其代理人ヲ任命シ且医師ハドイツ醫師
組合長ノ提議ニ基キ其他ノ陪席員ハドイツナチス黨國指導部ノ
提議ニ基キ之ヲ任命ス
委員會ニ関スル該手續ニ對シテハ行政手續ニ関スル給與物件ニ
於ケル手續ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第九條 本法ニ基キ支給セラレタル給與ハ被給與資格者カドイツ
ナチス党又ハ鉄兜團、戰線兵士同盟ヨリ除外セラレタルトキ又

ハ其退職後除名ノ效果ヲ生シタル事實カ公知トナレルトキハ之ヲ褫奪ス第一條第二項ニ掲クル國民聯盟ノ旧所屬者ニ付キテモ亦同シ決定ハ國労働大臣之ヲナシ之ニ對シテハ法律上ノ手段ヲトルコトヲ得ス

第十條 個々ノ場合ニ於テ本法規定ヨリ特殊ノ困難ヲ生スル限り國労働大臣ハ國大藏大臣ノ同意ヲ得テ之ニ調整ヲ俟フルコトヲ得

第十一條 本法ハ一九三四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一九三五年一月一日以前ニ給與ニ對スル申立ノナサレタルトキハ本法ニヨリ權利歸屬セル給與ハ給與支給ノ前提ノ履行セラレタルトキ一九三四年一月一日ヨリ之ヲ支給ス、埋葬料モ亦死去カ一九三四年一月一日以前ニ起リタルトキハ之ヲ支給ス

第十二條 國労働大臣ハ國大藏大臣ノ同意ヲ得テ本法實施ノ急必要ナル法規及行政規定ヲ制定ス

國労働大臣ハ如何ナル聯盟ヲ以テ第一條第二項ノ意味ニ於ケル國民聯盟ト看做スヘキヤヲ定ム

以上ニ関聯して「軍人傷疾法變更ノ急ノ法律」モ亦同年二月ニ七日に公布せらる。その意味は既に上述の法律に依りて、一般軍人と國民的高揚戰士との給與の意義は確然と區別せられたるを以て、所謂國敵政党に對抗せんが爲めに蒙りたる健康傷害の給與は、最早軍人たりしものと雖も軍人傷疾法の適用を受くるの要なく、國民的高揚給與に依ることを得るに至りしがため、軍人傷疾法中に其の意味を明記することゝせり。之れ軍人傷疾法改正の骨子なり。勿論如何なる政党を以て國敵と看做すべきや、如何なる組織が該政党の補助又は補充組織と認むべきやは、國家に於て定めざるべからず。是等は實際に給與支出の基礎を何れの法律に求むべきかを定むる上に於ても重要な問題なり、よりて國労働大臣は

國內務大臣と協議の上決定することゝなせり。

(一) 軍人傷痍法変更ノ爲ノ法律

一九三四年二月二七日

國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條

(一) 一九二七年一月二二日附戰爭ニヨリ生シタル人ノ傷痍ノ賠償ニ関スル法律第十八條ニ次ノ第二項ヲ加フ
第一項ノ規定ニヨル給與ノ請求ニハ國敵政党又ハ其補助又ハ補充組織ノ所屬者トシテ又ハ國內不安ニ関聯シ國敵政党ノ運動助成ニ際シ蒙リタル健康傷害ヲ理由トナスコトヲ得ス
國労働大臣ハ國內務大臣ノ同意ノ下ニ如何ナル政党ヲ以テ本規定ノ意味ニ於ケル國敵ト看做スヘキヤ又如何ナル組織カ該

政党ノ補助又ハ補充組織ト認メラルヘキヤヲ決定ス

(二) 第十八條第二項及第三項ハ第三項及第四項トナル

第二條 軍人傷痍法第十八條ニ基キ決定ニヨリ與ヘラレタル給與ハ負傷者カ傷痍ノ時與ニ於テ國敵政党又ハ其補助又ハ補充組織ノ所屬者タリシトキ又ハ負傷者カ國內不安ニ関聯シ國敵政党ノ運動助成ニ際シ其傷害ヲ蒙リタルトキハ之ヲ褫奪ス 決定ハ國労働大臣之ヲナシ裁判所ニ對シ義務ヲ負フ。

2.

國給與範圍の変更

國給與に關する規定は凡てナチス以前の制定にかゝるものなり、ヒトラー内閣に於ては國家及國民に對する指導精神は一變せるを以て、ナチス主義に依りて其の給與制度を改正せざるべからず、國民的高揚戰士のための給與制度新設も前述せる如く其の一手改なりしが、特に戦傷者及戦死者の遺族に對し新たに給與制度の改善を図るべきことも亦必要なる施設なり、既に第一編第四章ニに於てドイツが國防軍復活を行はれたることを述べたるが、將來に向つてもドイツは是等國防上に於ける給與の途を講ぜざるべからず、是等國防軍に關するものは後に項を更めて説明することゝなすが、戦傷者及戦死者遺族に對するものはその前提となるべき過去に於けるものゝ給與に關する改正なり斯くしてヒトラー内閣は一九三四年七月三日「國給與ノ範圍ニ

於ケル變更ニ關スル法律」を公布セリ、本法律を公布するに當リ内閣は一の理由書を出したるが、其の劈頭に於て「一九二〇年三月一二日ノ公傷ニ於ケル軍人及遺族給與ニ關スル法律」により、戦傷者の特別給與及一年割増金は削除せられたり、それ故その後の戦傷は他と同様の給與を受くるに過ぎず、戦傷として國家よりの特殊なる待遇は何等考慮され居らざるなり、これが爲茲に法律に依り再び戦傷者を稱揚する爲に戦線割増金の供與を定めたり」と述べ居れり、而して更に注目すべきことは、斯く戦傷者を優遇せんとするも、國家の財政は充分なるを得ず給與の限界は或程度に止めざるを得ざるに至れるが、國家が施設せんとする精神はこれを諒解せられ度しとの意味を附加し居れり、而ち理由書には「國家の財政困難のために凡べての戦傷者に此の割増金を與ふること不可能なりしのみならず、その額

は僅かに月額五ライヒスマルクを各等級のものに等しく與ふるに過ぎざりき、但し生業能力に於て七十%以上減少したる場合には年齢を考慮せざりき」と又法律の前文として「國政府は戦傷者及戦死者遺族の給與を新に定めんとす、然れども是等の同胞に仕事と麵食とを與ふことは、近時將來に於ては権力的手段に依らざる可からざるが故に、本法に依り規定せられたる範圍に於ける變更のみが可能なりき」と指示し、國家經濟と政策遂行との間に於ける複雑なる事情に介在し乍ら非常なる決意の下に本法の制定せられたることを明かにせり、

ア、國給與範圍變更法の内容

國給與範圍變更に關する法律は、戦傷に對する給與、其の遺族に對するもの及それ等の給與のみに依りて生計を爲す者に對する附加年金の三つの場合に於ける給與方法を規定せる

ものなり、

第一に戦傷に對する給與なるが、本法に於て戦傷と看做さるべきものは、戦争固有の條件の下に即ち直接戦争に従事せる場合の公傷、兵站地域又ハ戦争の拡張としての本國に於ける公傷、公務活動が戦争行為の直接影響に依りて生ぜる戦傷、守備勤務に於ける戦傷等に於て、此の結果本人の生業能力五十%及それ以上減退したるもの、及三十%乃至四十%の減退なるも年齢五十歳以上に適したる者は、何れも戦線割増金を受くるを得、其の額は年額六十ライヒスマルクとせり。

第二は是等戦線割増金を受けたるものハ遺族に對する給與なるが、寡婦なるときは、夫たるべき生前生業不能のために受け居たりし全年金其の内には戦線割増金の外に緊急手當或は公的救済を含むことあるべきも、それ等總てを合したるも

の六十%を受くることを得、遺族が両親なるときは年額二百四十ライヒスマルク、片親なるときは百五十ライヒスマルクとせり、而して寡婦のものにありても最高二百四十ライヒスマルクを超ゆるを得ず、孤兒は最高九十六ライヒスマルクと規定せられたり、

第三は附加年金に於て、戦傷者にありても、又其の遺族にありても、單に給與法の規定に依りて給與せらるる手當金のみによりて生計を営む場合にありくは、附加年金を更に給與せらるるものなり、其の給與額は本人が重傷者として、生業能力五十%乃至六十%を減少したる者なるときは年額百十四ライヒスマルクの附加年金支給せられ、七十%乃至八十%の時、三百ライヒスマルク、八十%以上は五百四十ライヒスマルク、住宅料及移轉料受領者は三百ライヒスマルクを受く、但

し更に扶養の義務ある小兒ある場合には一人當り百ハライヒスマルクの再割増を受くるものなり、而して附加年金に於ける遺族の場合は、年金資格者たる寡婦又は鰥夫は年額四百ハライヒスマルク、父親なき孤兒は百二十ライヒスマルク、両親なき孤兒は百八十ライヒスマルクなり、右に依りて中へとなるべき國給與の範圍を決定したるものなるが、此の外に二つの場合に於ける給與の改正を爲し居れり、其の一は大戦前の士官、國防軍の海軍士官及官吏並勤員の結果再び退職金受領権利者たるものに對するものに於て、それ等の給與權が一九一四年七月三十一日より一九二一年一月一日以前に終れる勤務給付に由來するものなるときは、給付局の同意を得て、現行の國給與法若くはそれ以前の給與の何れかを受くるの途を拓きたること、二は國給與法の手當を受

くるの外治療を受けざる負傷者に対しては、特に給與法による年金制度を適用して優遇を爲し、此の場合その者が失業者なる場合には、治療に要する處方費料及疾病証書手数料納付の義務を免除することゝせることこれなり、

以上の各給與受領者には更に種々の特典を賦與せり、即ち戦線割増金の場合には、其の金額に対しては租税及公課を課せず、他の負傷手當金を通算せず、失業保険手當、緊急手當公的救済を爲すに當り最高金額決定の際に算入せざることゝせり、但し労働原所得及負傷者給與と合して月額六百ライヒスマルクに上る場合は戦線割増金は停止せらるゝものなり、尚ほ公傷者及其の遺族は住宅設立の際には優先的に許可を與へられ、労働收入の所得及資本経済の基礎となるべき土地所有には租税の軽減行はるゝものなり、是等を取扱ひ且給與の

決定及給與金の支出を爲す機關は、重傷者、住宅料及移轉料給與者なる附加年金にありては、戦傷者及戦死者遺族給與所にして、遺族に對するものは附加年金に關する限り給與局なり、若し審査並判定を要する場合は中央給與局に於て最後決定を爲す、但し戦争に依る盲目者及腦外傷者に對す取扱は知給與組合に委任することを得るものなり、次に法律を示す、

(一) 國給與ノ範圍ニ於ケル變更ニ關スル法律

一九三四年七月三日

國政府は戦傷者及戦死者遺族ノ給與ヲ新ニ定メントス。然レトモコレヲノ同胞ニ仕事ト麵包トヲ與フルコトハ近キ將來ニ於テハ確力的手段ニ依ラサル可カラサルカ故ニ本法ニ依リ規定セラレタル範圍ニ於ケル變更ノミカ可能ナリキ

故ニ國政府ハ以下ノ法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條

第一節

(一) 戦傷ノ爲ニソノ生業能力ヲヒ十%又ハソレ以上減少シタル傷疾者

(二) 戦傷ノ爲ニソノ生業能力ヲ三十%以上六十%減少シタル傷疾者ニシテ滿五十歳ヲ超エル者

ハ年額六十ライヒスマルクノ戦線割増金ヲ受ク

戦傷トハ特別ノ只戦争ニ固有ノ諸條件ノ下ニ於テ生セシ公傷即チ戦争ト直接關係アル公傷ヲ云フ。兵站地域又ハ本國ニ於ケル公傷モ戦闘及戦時狀態力戦地ヨリ兵站地域又ハ本國ニ拡張ヒルタノニ起レルモノ又ハ公務活動力戦闘行為ノ直接影響ヲ蒙レル爲ニ起レルモノナル場合ニハ之ヲ戦傷トス。予備地

域ニ於テ受ケタル公傷ニシテ特守備隊勤務ニ固有ナル特別條件ノ下ニ起レルモノハ本規定ノ意味ニ於テ戦傷ト同様ト看做ス

第二節 戦線割増金ニハ租税及公課ヲ課セス戦線割増金ハ他ノ負傷手當金ニ通算セス 戦線割増金ハ失業保険手當 緊急手當及公的救護ノ決定ニ際シテモ評價ニ加ヘス

第三節 國給與法第三十五條、第五十條第一項乃至第三項、第五十七條第一項、第五十八條、第六十一條第一項、第六十六條、第六十八條乃至第七十一條、第八十六條第二項、一九三三年六月三〇日附一般の官吏、俸給及給與権ノ範圍ニ於ケル規定ノ変更ニ關スル法律第七十五條及一九三一年一〇月六日附財政経済ノ擁護等ニ關スル第三國大統領令第三訂第五章第一節第十條ノ規定ヲ準用ス。其ノ他第一節第一項ニヨリ支

給スル戦線割増金ノ受領権ハ労働原所得及負傷者給與手當力合シテ月額六百ライヒスマルクヲ超ユル場合ニハ休止ス。

第二條

第一節 國給與法ニ基クノ外治療ヲ受ケサル負傷者ハ年金ハ國給與法第二十七條ノヲ受クルカ又ハ失業者タル場合ニハ處方箋料及疾病証券手数料ハ國保險法第二十七條ノヲ納付スル義務ヲ免除サル

第二節 整形の廢物ノ使用者ハ負傷セサル方ノ足、靴、手ヲ切斷セル者、又ハ手ヲ負傷セル者ハ負傷セサル方ノ手ノ手袋ヲ無料支給サル

第三條

第一節 寡夫年金ハ國給與法第三十七條ハ死亡者及生前生業不能ノ場合ニ受クヘキ年金満額ハ國給與法第二十七條第五節

ノ六十%トス

第二節 親年金ハ國給與法第四十六條第一節及第二節ハ兩親

ニ對シテハ年額二百四十ライヒスマルク片親ニ對シテハ年額百

五十ライヒスマルク増加ス國給與法第四十條第二節第一項ニ

規定セル寡婦補助金ノ最高額ハ二百四十ライヒスマルク、國

給與法第四十二條第二節第一項ニ規定セル孤兒補助金ノ最高

額ハ九十六ライヒスマルク増加ス

第三節 法律スハ管理規則カ附加年金ノ受領者ニ對スル特典ヲ

規定セル限リコノ特典ハ第二節ニ準ケタル收入ノ受領者並ニ

親補助金ノ受領者ハ國給與法第四十六條第三節ニモ亦之ヲ

許可ス

第四條

第一節 重傷者、寡夫及孤兒ニシテ主トシテ給與手當ヲ以テ生

計ヲ營ム者ノ附加的給與ハ漸次統一スヘキモノトス

第二節 滿額ノ五十%トノ年金ヲ受ケル買傷者並ニ住宅料、移

轉料、寡婦年金、孤兒年金又ハ鰥夫年金ノ受領者ハ國給與法

第十三條、第二十七條、第三十二條、第三十七條、第四十一

條、第九十七條ハ必要アル場合ニハ第三條及第四條ヲ基準

トシテ附加年金ヲ受ク

第三節 附加年金ノ年額ハ次ノ如シ

I、重傷者ニシテソノ生業能力カ

五十%至六十%減少セル者	百十四ライヒス	之ニ加フルニ給與資格
--------------	---------	------------

七十%至八十%	三百	者カ扶養スル小兒ニ對シ及
---------	----	--------------

八十%以上	五百四十	小兒割増金ヲ受クル小
-------	------	------------

住宅料及移轉料受領者	三百	兒ニ對シテ百八ライヒ
------------	----	------------

II、年金資格者タル寡婦又ハ鰥夫ニ對シテ四百八ライヒス

マルク年金資格者ニシテ父親ナキ孤兒ニ對シテ百二十ライヒスマルク、年金資格者ニシテ両親ナキ孤兒ニ對シテ百八十ライヒスマルク。寡婦又ハ孤兒年金ノ額ノ寡婦又ハ孤兒補助金ハ國給與法第四十條第二節第二項第四十二條第二節第二項ト共ニ年金資格者タル寡婦及孤兒ニ規定セル附加年金ハ第一節、第二節ト併與ス

第四節 少クトモ年額凡百ライヒスマルクノ額ノ扶養割増金ノ受領者ハ國給與法第三十一條ニシテソノ原所得力給與手當ヲ合シテ國給與法第六十二條第三節ニ定メタル額ヲ超過セサルモノハ此ノ外ノ審査ヲ行フコトナク附加年金ノ半額ヲ受ク

第五節 重傷者並ニ住宅料及移轉料受領者ノ附加年金ノ決定及支拂ハ國労働大臣カ別ニ他ノ規定ヲ設ケサル場合ニハ戰傷者及戰死遺族給與給與所ニ屬ス。遺族ニ對スル附加年金ノ決定及支拂ハ給與局ニ屬ス

給與所ノ決定ニ對シテハ中央給與所ニ抗告ヲ、給與所ノ決定ニ對シテハ中央給與局ニ抗告ヲ、各一ヶ月以内ニ提出スルコトヲ得。中央給與所及中央給與局ノ決定ハ最終的ノモノトス判決手續ハ排除ス

第五條

第一節 戰爭ニヨル盲目者及腦外傷者ニ對スル社會的給與ヲ統一シ且改善スルタメニ之ヲ打給與組合ハ中央給與所ニ委任シテ施行セシム。

第二節 重戰傷者ノ職場維持ト相並ヒテ中央給與所ハ生業能力ノ減少力五十%以下但シ少クトモ四十%ニ達スル戰傷者ニ對シテハ本法ノ救済ナクシテハ適當ナル職場ヲ求メ又ハ維持スルコトヲ得ス且コレニヨリ重傷者ノ就職ハ重傷者法第三條トヲ妨クルコトナキ場合ニハ之ニ重傷者法ノ保護ヲ與フヘキモ

第六條

第一節 住宅設立ノ促進ノタメノ一切ノ措置ニ際シテハ戰傷者ハソノ犧牲ニ對スル感謝ノタメニ優先的ニ考慮セラルヘキモノトス

第二節 公傷ノタメニソノ生業能力ヲ五十%又ハソレ以上減少セル負傷者及給與資格アル遺族ハ國給與法第三十六條及第一百條ノ勞働收入ノ租税上ノ取扱ニ際シテハ從來ノ特典ノ外ニ更ニ輕減ヲ與フ。又負傷者反ソノ寡婦ハ取得及經濟的改良ニ於テ資本經濟ノ基礎ヲ與フル土地所有ノ課税ノ輕減ヲ受ク

第七條

第一節 大戰前ノ士官、國防軍ノ海軍士官及官吏並ニ動員ノ結果再ヒ使用セラルル退職金權利者タル國防軍ノ士官、海軍士

官及官吏ニシテ其ノ給與請求權力一九一四年七月三十一日以後一九二一年一月一日以前ニ終レル勤務給付ニ由來スルモノハ給與局ノ同意ヲ得テ國給與法ノ給與又ハソレ以前ノ給與法ノ給與カノ何レカヲ選択スルコトヲ得

第二節 國給與法第百五條第一節ニ於テ「給料受領者ニ屬スル」ナル字句ヲ削除ス

第八條

第一節 國保險法第四百七十四條第一項第二節ハ次ノ如ク改正ス

「(2) 國給與法、養老年金者法、國防軍給與法、從來ノ軍中給與法、邦保護警察ニ國法律、國水利保護ノ警察官吏給與ニ關スル國法律又ハ國民的職起ノタメノ戰死給與ニ關スル國法律ニヨル負傷者年金又ハ服務年限年金ハ小兒割増金、地方

割増金、養育割増金、案内人割増金、及附加年金ヲ含マサル
モノ。

第二節 國保險法第四百七十四條ハ新ニ次ノ第二項ヲ附加ス

「第一項ハ法律上ノ請求権力存セス該收入力與ヘラルル場合
ニモ亦適用ス。」

從來ノ第二項、第三項、第四項ヲ第三項、第四項、第五項ト
ス

第三節 國保險法第四百七十五條第一項第二号ヲ次ノ如ク改
正ス

「(2) 第四百七十四條第一項第二号ニ準ケタル給與法ニヨ
ル寡婦年金ハ地方割増金及附加年金ヲ含マサルモノ。」

第四節 國保險法第四百七十五條第三項ハ次ノ如ク改正ス

「第四百七十四條第二項、第三項第二改、第四項、第五項

ヲ準用ス。」

第五節 國保險法第四百七十七條第一項ハ次ノ如ク改正ス

「第四百七十四條第一項第二号ニ準ケタル給與法ニヨル收
入中月額額二十五ライヒスマルクハ休止規定ノ適用ニ際シテ残
存ス。」

第九條 施行月日ハ次ノ如シ

第一條、第三條第一節、第七條、第八條第一節、第二節、第五

節ハ一九三四年七月一日、第三條第二節、第三節、第四條第一

節乃至第四節及第五條第一節ハ一九三四年一月一日、第四條

第五節ハ一九三五年一月一日、第八條第二節、第四節ハ一九三

二年一月一日ヨリ效力ヲ生シ、一九三四年七月三〇日迄ノ間ニ

別ニ手續ヲナササル場合ニハ之ヲ以テ效力ヲ失フ

國保險法第百九條及養老年金者法第八條第六項ハ一九三四年六

月三〇日ヲ以テ、國給與法第八十八條乃至第九十三條、第九十五條八一九三四年九月三〇日ヲ以テ、國給與法第九十四條八一九百三十四年一月三十一日ヲ以テ各效力ヲ失フ

第十條 國労働大臣ハ本法ノ施行ニ必要ナル法規及管理規定並ニ附加年金ヲ發ス。國労働大臣ハ本法ノ規定ノ個々ノ場合ニ特別ノ困難ノ生スル場合ニハ國大藏大臣ト協議ノ上個々ノ場合ニ於テ本法ノ規定ヨリ特殊ノ苛酷ナル事情ノ生スル場合ニハ之ヲ緩和スルコトヲ得

(二) 國給與ノ範圍ニ於ケル變更ニ関スル法律

一九三五年一月一三日

第一條 一九三四年七月三日附國給與ノ範圍ニ於ケル變更ニ関スル法律第一條第一節第一項ハ次ノ如ク改正ス

(a) 戦傷ノタメニソノ生業能力ヲ五十%又ハソレ以上減少シタル傷痍者

(b) 戦傷ノタメニソノ生業能力ヲ三十%又ハ四十%減少シタル傷痍者ニシテ滿五十歳ヲ超エル者ハ年額六十ライヒスマルクノ戦線手當ヲ受ケル

第二條 本法八一九三六年四月一日ヨリ施行ス

イ、給與手続の改正

給與の範圍は上記の如く規定せられ、戦士優遇の途を拓きたるが、争実問題に即して之を實施する場合には各般の故障發生するの虞れあり、その内に最も重大なる問題は給與者の範圍を決定すること、給與受領上の不正を防止すること、是等は特に戦争に参加し國家の名誉のために活動したるものなるを以て、結果的に見て不名誉なる状態若くは國民の信賴

を失墜せしめざるが如き方法に於て施設を講ぜざるべからず
ヒトラーが國民的名譽を重んずるの意味より特に其の責に留
意し、給與手續の改正を断行せり、此の爲めに制定を見たる
ものは

給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律變更ニ關スル第五法律

一九三四年七月三日

給與事項ノ手續ニ關スル法律ノ新條文

一九三四年一月二日

給與事項ノ手續法改正第五法律補足令

一九三五年一月一八日

等ニレク第五法律に關レクは四ツの施行令を公布し居れり、
即ちヒトラー内閣がその手續上に對し如何に慎重なる態度を
採りたるかは一九三四年七月三日の第五法律の前文に於て、

「國給與の裁判手續の延引反之に關聯する缺陥よりして
順序を簡易化し以て手續の進行を促進することを必要とす、吾が同胞が給與を受領す
るに不正の存するものありとせば、祖國の防衛に生命と健康
とを犠牲とせる戰士の名譽と威信に關することゝなる」と記
し居れることに於ても察するを得、

本法の内容は手續に關するものを主とするを以て、社會政
策として実施する場合には参考となるべきも、詳細に説明す
るときは却つて煩雜となるの嫌なるを以て、参考として法律
及施行令を文末に掲ぐることにし、法律の理由書に基く解説
のみを示すことゝなれ、以て全貌を窺知するの資となす、
之れを要するにヒトラー内閣にありては、本法律を施行す
ることに依り、國給與の各般の裁判に訴へらるゝ如き手續の
長引くことの欠陥は、手續の本質的簡易化、迅速化及安價化

により除却せられ、國給與裁判所の執務狀態も又著しく改善せられ、今後は訴訟事件は減少するに至るべしと述べ居れり即ち本法の第一條（第五法律）第三号は行政官廳の決定に對して只一つの上級審あることを規定す、法律上の手改は控訴のみとし、給與裁判所の判決に對しては根本義を覆す如き異議ある法律手改を排除せり、給與の請求權に關しては、例へば親年金、鰥夫年金の場合に於て、その申告者が窮乏せるや否やの如き問題は、直感と好意が主体となるべきものなるを以て、種々なる裁判所に於て決定する場合よりも、行政官廳にて統一的に決定する方により良好なる結果を招來すること、は経験の示す所なり、よりに斯かる場合のものにつきては行政官廳の決定を尊重し控訴を排除す、又果して戦傷なりや否やを決定するに當りては、裁判所の法律概念よりは寧ろ医学

的専門知識を必要とす、それ故かゝる場合に關しては控訴に依らずして、中央給與局に設けられたる、且口頭審理を用ひずして問題を最終的に決定する委員會に對する訴願を規定せり、

軍人及遺族にして給與を受くるに適當ならざるもの、又適當ならざる給與を受けつゝあるものなり、是等は財政上及道徳上の理由よりして、裁判を以て決定したるものと雖も、行政官廳に於て変更し得るの規定置かれたり（第二條）之類する措置は既に癡弱者保険に於て行はれ居るものなるが、その変更は極めて慎重なる態度を以て行はれざるべからざること當然なり、依りて豫め國府勸大臣の同意を求むることゝなし、且その変更に對しては如何なる場合に於ても國給與裁判所に控訴し得ることゝなし、此の場合は控訴の制限を適用せ

ざるものなり、勿論國給與裁判所に依りて爲されたる決定は行政官廳により変更し得ざるを原則とす、乍併該規定はその性質上永続的の規定に非ず、故に國労働大臣は其の効力を停止するの時期を必要とす、唯既存の決定を再吟味するの一時的方法となすものなり、

以上によりて法律の意味する處は大體察知するに難からずヒトラー内閣が國民的名譽のため、財政上の負担の増大せるに拘らず断行したる戦傷者の給與なるを以て、凡ゆる非難を克服せんと努力するは當然の措置なるべし

(三)

給與事項ニ於ケル手續ニ關スル
法律変更ニ關スル第五法律

一九三四年七月三日

國給與ノ裁判手續ノ延引反之ニ關聯スル缺陷ヨリシテ審級順序ヲ簡易化シ以テ手續ノ進行ヲ促進スルコトヲ必要トス、吾カ同胞カ給與ヲ受領スルニ不正カ存スルトハ祖國ノ防衛ニ生命ト健康トヲ犧牲トセル戦士ノ名譽ト威信ニ關ハル、故ニ國政府ハ次ノ法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 一九二八年三月二〇日改正、一九三一年六月五日附財政經濟擁護ニ關スル第二國大統領令第二節第四章第四條ニヨリ改正、一九三二年六月一四日附失業者救済及社會保險ノ維持ノタメノ並ニ市町村ノ福祉負担軽減ノ爲メノ措置ニ關スル大統領令第一節第三章第四條ニヨリ改正ノ一九三二年一月一〇日附給與

事項ニ於ケル手續ニ關スル法律ハ次ノ如ク受更ス

(1) (a) 第三條第一項ハ次ノ如クス

「國給與裁判官廳ノ如ノ主席又ハ陪席員トシテハ他國
防軍ノ兵士トシテ勤務セルコトノアル者ノ外任命スヘカラ
サルモノトス。戦争参加者、就中戦傷者ヲ優先的ニ任命ス
ヘキモノトス」

(b) 從來ノ第三條ノ規定ヲ第二項トス

(2) (a) 第四十八條第二項及第三項ヲ次ノ如クス

「以下ノ者ノ外代理人及補佐人トセス。國民社會主義戰
争犠牲者給與ノ成員、國在御職業兵散彈同盟ノ成員、并獲
士並ニ申告者ノ職業能力アル從屬者就中配偶者並ニ申告者
ノ直系親屬及姻戚關係者又ハ傍系親屬ノ第一等親又ハ第二
等親ニ當ルモノ又ハ傍系姻戚關係者、第二等親ニ當ルモノ

國労働大臣ハ右以外ノ者ヲ緊急ノ必要アル場合ニハ代理人
トスルコトヲ得

第二項ニ依リ代理人又ハ補佐人トナシ得ヘカラサル者ハ
却下ス。却下ト共ニ代理權ハ消滅ス。却下ハ第二項ノ規定
ヲ指示シテ通知スヘシ。却下ノ期間ノ経過中ニ宣告サレ而
シテ此ノ期間カ空過サレタル場合ニ於テハ却下ノ告知後一
ヶ月以内ノ懈怠行爲ハ回復スルコトヲ得」

(b) 第二項、第三項、第四項、第四項、第五項、第六項トス
(a) 第九十條第一項ハ次ノ如キ規定トス

「行政官廳ノ決定ニ對シテハ控訴ヲナスコトヲ得控訴ニ
對シテハ次ノ場合ニアリテハ給與裁判所カ最終決定ヲナス
(イ) 生業能力減少度ニ關スル手續又ハ爭情ノ変化ニヨル年
金ノ再決定ハ國給與法第二十四條乃至第三十條 α ニ關

スル手続ニ関スル場合

(四) 治療住宅金又ハ死亡金ニ関スル場合

(ハ) 親年金ニ関スル場合

(ニ) 妻、小兒又ハ地方割増金、或ハ官吏証券ニ對スル請求權ニ関スル場合

(ホ) 死亡四半期ノタメノ手當、結婚補償金、又ハ鰥夫ノ生業不能ハ國給與法第九十七條、軍人傷疾法第七條ニ關スル場合

(ヘ) 軍人傷疾法第四條ノ場合ニ於ケル年金又ハ國給與法第四十一條第二項第四号及第五号及第四項ノ場合ニ於ケル寡婦年金ニ對スル請求權ノ特別條件ニ関スル場合

(ト) 給與ノ開始又ハ終止ノ時点ハ國給與法第五十五條及第五十六條ノ又ハ一定ノ既ニ経過セル時間ニ付與スルハカ

リシ年金ニ関スル場合

其ノ他ノ場合ニ於テハ國給與裁判所カ控訴ニ關シテ決定ヲナス、又國給與裁判所ハ行政官廳カ健康障害ヲ確認セザリシ場合又ハ第二項第一号乃至第三号ノ場合ニ於テ健康障害又ハ死亡ヲ公傷ノ結果ト認メザリシ場合ニ於ケル控訴ニ關シテ決定ヲナス

控訴カ一部給與裁判所ノ管轄ニ屬シ一部國給與裁判所ノ管轄ニ屬スル多数ノ係争事項ニ關聯スル場合ニハ國給與裁判所カ決定ヲナス、其ノ控訴ニ關スル決定カ國給與裁判所ノ管轄ニ屬スル請求權又ハ請求權ノ條件カ最初給與裁判所ニ於テ争ハレタル場合モ亦右ニ同シ、給與裁判所ハコノ場合争件ヲ國給與裁判所ニ送付スヘシ、物の管理權ニ關スル訴訟ハ國給與裁判所カ判決又ハ主席ノ

権限ニヨリテ決定スレ

(6) 第二項、第三項、第四項ハ第六項、第七項、第八項トス

(4) 第九十一條第四項第二改ハ次ノ如ク改正ス

「親年金又ハ鰥夫年金ノ請求権ニ関シテ國給與法第四十五條及第九十七條所定ノ申告者カ窮乏セルヤ否ヤニ関スル又ハ國給與法ノ第四十五條所定ノ死亡者カ扶養者タリシヤ又ハタルベキナリシカニ関スル控訴ハ排除スレ

(5) 第九十二條ヲ削除ス

(6) (a) 第九十三條第一改ハ次ノ如ク改正ス

「控訴ハ書面又ハ翰難セラレタル決定ヲ發シタル行政官廳ノ筆録ノ下ニ口頭ヲ以テ提出スヘシ」

(b) 第九十三條第三段ニ於テ「管轄セル所」ナル字句ノ代リニ「管轄行政官廳」ナル字句ヲ置ク

(7) 第九十六條ニ於テハ第二項、第三項、第四項ヲ削除ス

(8) 第九十六條ノ後ニ次ノ規定ヲ挿入ス

「第九十六條a、戦線割増ノ請求権ニ関スル給與局ノ決定ニ對シテハ健康障害カ國給與ノ範圍變更ニ関スル法律第一條第一節第二項所定ノ戦傷ニ原因セストノ理由ヲ以テ該請求権カ拒否セララルル場合ニハ決定書送達後一ヶ月以内ニ歐羅巴外ヘノ送達ニアリテハ六ヶ月以内ニ中央給與局ニ送ケラルル委員會ノ決定ニ訴フルコトヲ得、但シ該委員會ノ訴願ハ健康障害カ公傷ノ結果ニアラストノ決定カ既ニナサレタル場合ニハ之ヲ排除ス

委員會ハ一人ノ主席ト二人ノ陪席ヨリナリ、陪席ノ一人ハ、ナチス戦争犠牲者給與ノ指導者ニヨリテ推荐ス、國府勸大臣ハ主席、陪席及ソノ代人ヲ任命ス此等ノ者ハ戦傷者タラサル

可カラス

委員會ニ於ケル手續ニ對シテハ行政手續ニ關スル第七十七條乃至第八十九條ヲ準用スル

(9) 第九十七條ハ次ノ如ク改正ス

「行政官廳(第九十三條)ハ控訴狀又ハ控訴ニ關シテ取ラレタル筆録ヲ直チニ請求權ニ關シテ存在スル文書ト共ニ控訴ニ關スル決定ヲ管轄スル裁判所ニ必要ナル場合ニハ答辯書ヲ添ヘテ提出スヘキモノトス。裁判手續ニ於ケル國庫ノ代表ヲ他ノ行政官廳カ管轄スル場合ニハ控訴狀ヘ筆録一及事件ヲ該官廳ニ送附シ該官廳ハ直チニ、一定ノ場合ニハ答辯書ヲ添ヘテ管轄裁判官廳ニ提出ス。控訴狀ノ謄本及ソノ他證據トシテ使用スヘキ文書カ添付セラレサル場合ニハ(第九十五條)國庫ヲ代表スル官廳ハソノ使用ノタメニ之ヲ作成セシム。」

(10) 第九十八條ハ削除ス

(11) 第一百條第一項第三段ハ削除ス

(12) (a) 第一百條第一項ニ於テ「前審ニ於テ」ナル字句ハ「該前審

ニ於テ」ナル字句ニ代フ

(b) 第一百條第二項第一段ニ於テ「異義」ナル字句ヲ「控訴」ナル字句ニ代フ

(c) 第一百條第三項第一段及第二段ハ次ノ如ク改正ス

「國給與裁判所ノ部長ノ處置並ニ控訴ヲ許ス可カラサルモノ又ハ期限ニ遅レタルモノトシテ却下セル處置又ハ事件ヲ前審ニ返付スル處置ニ對シテハ抗爭シ得ス。其ノ他ノ處置ニ對シテハ第九十條第八項ニ規定セル期限内ニ給與裁判所ニ於ケル口頭審理ノ申告ヲナスコトヲ得。第九十三條ヲ準用ス

(d) 第一百一條第三項ハ第四段トス

(13) 第百九條第一項ハ削除ス

(14) 第百二十九條ニ於テハ「異議カ排除セラルル場合ニハ」反

「カ、ル場合ニハ」ナル字句ヲ削除ス

(15) 第百四十條第四項ニ於テハ「國ノ名前ニ於テ」ナル字句ヲ

「ドイツ國民ノ名前ニ於テ」ナル字句ニ代フ

(16) バイエルン邦給與裁判所ハ廢止ス。第百五十四條ハ削除ス

(17) 一九三〇年七月二十六日附財政経済及社會上ノ緊急狀態除

去ニ關スル國大統領令第四章第三節第三條ハ廢止ス

第二條 法律上ノ効力アル決定ハ決定ノ基準トナル狀態ノ変化ナ

クトモ決定カ爭物及權利ノ狀態ニ適應セス又從ツテ給與手當ノ

收得力適當ナラサルカ或ハソノ額カ適當ナラサル場合ニハ行政

官廳ハ之ヲ変更スルコトヲ得。法律上ノ効力アル決定ノ変更ハ

豫メ國労働大臣ノ同意ヲ得ル場合ノ外之ヲ許サス

行政官廳ノ決定ニ對シテハ國給與裁判所ニ對スル控訴ヲ許ス。

本法第一條第四号ニヨリ改正セル給與事項ノ手續ニ關スル法律

第九十一條第四項第二改ノ規定ハ給與事項ノ手續ニ關スル法律

第九十一條第四項第二改ニ準ケタル請求權ノ條件ニ關スル裁判

上ノ決定ノ変更ニ關スル限り之ヲ適用セス、國給與裁判所ノ決

定ハ最終的トス

原告カ控訴手續ニ於テ爭點ノ根本的變化ノ故ヲ以テ給與手當ノ

新決定ヲ申請セル場合ニハ右申請カ控訴ヲナス際ニ提出セラレ

タルモノナル限り國給與裁判所ハ之ニ關シテモ亦決定ヲナスコ

トヲ要ス、申請カ後ニ至リテ始メテ提出セラレタル場合ニ於テ

ハ之ニ關シテ決定ヲナスコトヲ得。給與事項ニ於ケル手續ニ關ス

ル法律第九十一條第三項ヲ準用ス

國労働大臣ハ第二條カ効力ヲ失フ時矣ヲ規定ス

第三條 國労働大臣ハ第一條第三号、第五号乃至第七号、第九号乃至第十二号、第十四号、第十六号及第十七号ノ規定カ効力ヲ生スル時矣ヲ規定ス。コノ時矣ニ於テ繫属セル手續再開ノ法律手段及申請ノ決着ニ対シテハ本法第一條第四号ニ於テ改正セル手續再開ノタメノ繫属中ノ法律手段及申請ニモ亦適用スヘキ第九十一條ヲ除外シテ從來適用セル規定ヲ規準トス。バイエルン邦給與裁判所ハ第一條第十六号ノ効力發生ノ時矣ニ於テ繫属セル事件ヲ尙從來適用セル規定ニ從ヒテ決着セシムルコトヲ要ス。右ノ時矣ニ於テ給與裁判所及バイエルン邦給與裁判所ニ繫属セル事件ヲ前審ニ返付スルコトハ最早許サス。右ノ時矣以後バイエルン邦給與裁判所ニ提出スヘキ異議控訴、手續再開ノ申請及ソノ他ノ申請ハ國給與裁判所ニ提出スヘキモノトス。ハ追加令ニ

ヨリ一九三五年七月一日ヨリバイエルン邦給與裁判所ヲ停止シ、未解決ノ事件ハ國給與裁判所ニ移ス

第四條 第一條第三号、第五号乃至第七号、第九号乃至第十二号、第十四号、第十六号及第十七号ノ諸規定効力發生ノ後給與裁判所ニ提出スヘキ手續再開ノ申請ハ該申請カ本法第一條第三号ニ於テ改正セル第九十條ニヨリ控訴カ國給與裁判所ノ管轄ニ属スル爭議對象ニ関スルモノナル場合ニハ國給與裁判所ノ管轄ニ属ス。コノ場合ニ於テハ手續再開ノ申請ハ國給與裁判所ニ提出スヘキモノトス

第五條 國労働大臣ハ本法ノ施行及補充ノタメニ必要ナル法規及行政規定ヲ発スルコトヲ得。國労働大臣ハ給與事項ニ於ケル手續ニ関スル法律ヲ本法ノ諸規定ニ適應セシムル爲ニ変更シ又給與事項ニ於ケル手續ニ関スル法律ヲ國法律時報ニ再ヒ掲載スル

コトヲ得。國勞働大臣ハソノ際凌駕規定ヲ削除スルコトヲ得

(四) 第一 施行令要綱

一九三四年七月三日

第一條 第一條第一号の規定ハ漸次施行セサルヘカラス、ソノ理由ハ給與法ヲ熟知セサルモノヲシテ裁判ニ當ラセル爲、能率ノ減少スルヲ避ケンカ爲ナリ

第一條第一号の條件ヲ備ヘサル所ノ給與權利者ヨリ任命サレタル陪席員ハ他ノ陪席員カ充分ナル数ノ存在スルトキハ罷免ス給與事項ニ於ケル手續ニ関スル法律ノ第十一條第三段ニヨリ任命サレタル給與裁判所ノ部長、社會的給與ヨリ任命サレタル陪席員並ニ國給與裁判所及バイエルン邦給與裁判所ノ陪席員ニシテ第一條第一号の條件ヲ備ヘサルモノハソノ條件ヲ備ヘルモノヲ任命シ得ル場合ニハ之ヲ罷免ス

第一條第一号の規定ノ執行ハ給與裁判所ノ部長、バイエルン邦給與裁判所ノ部長、邦員及陪席判事給與裁判所及バイエルン邦給與裁判所ニ於ケル社會的給與ヨリ任命サレタル陪席員ノ罷免ニ関スル場合ニハ之ヲ邦ノ管轄最高官廳ニ委任ス

第二條

(1) 委員會ヘノ訴願ハ口頭又ハ文書ヲ以テ決定書ヲ保管スル給與局ニ提出ス、口頭ノ場合ハ筆録ヲ取ル給與局ハ右ノ訴願ヲ一切ノ關係文書ト共ニ即刻委員會ニ送付ス

(2) 委員會ノ主席及陪席員ハ國給與行政官廳ノ官吏ヨリ就中陪席員ハ其處ノ医官ヨリ任命ス、陪席員ハ中央給與局ノ所在地ニ居住ス

主席、陪席員及其ノ代理人ハ何時ニテモ罷免シ得、ナクハ戰爭犧牲者給與ノ指導者ハソノ推薦セル陪席員又ハ代理人ノ罷

免ニツキ事前ニ意見ヲ求メラル。

- (3) 主席ハ陪席員カソノ職務ニ着ク場合ニハ給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律第二條及第百三十一條第二項第二改ノ規定ヲ提示シテソノ任務ノ良心的履行ヲ極手ヲ以テ命ス。ソノ命令ハ筆録ヲ取ル

- (4) ナチス戰爭犠牲者給與指導ノ推薦ニヨリ任命サレタル陪席員及代理人ハ他ノ陪席員ト同様ノ補償ヲ受ク

- (5) 給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律第三、四十二、四十六乃至四十八、五十乃至六十、六十五、六十六乃至六十九、七十二乃至七十六、九十條第八項第二改、九十三條第二及三改、九十四、百三十二條第一項、百三十三、百四十三條第一及四項ハ委員會ニ對スル許願ニ準用ス

- (6) 年金減額ノ申請ハ國給與令第二十四條ニヨリ又ハ健康障

害ヲ公傷ノ結果ト認ムルコトニヨリ公傷ノ結果タル生業能力ノ減少ノ度ヲ決定セル場合ニハ申請ノ根本的変化トノ理由ニヨリ又ハ給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律第六十九條第二項及本法第二條ニヨリ別ノ決定方法ヲ使用セサルトキニハ、コノ決定ハ戦線割増金ニ對スル請求權ニ關スル決定ノ規準トナル

戦線割増金ニ對スル請求權カ五十歳以下ノ負傷者ノ戦傷ニヨル生業能力減少カ三十%以下ナリ又ハソノ他ノ負傷者ノソレカ七十%以下ナリトノ理由ヲ以テ拒絶サレタル場合ニハ生業能力減少程度ニ關シテハ給與局ノ決定ヲ最後のノモノトス
一九三四年七月三日附國給與ノ範圍ニ於ケル変更ニ關スル法律第一條第三節ニヨル給與局ノ決定ハ最後のノモノトス

第三條 戦傷ノ結果トシテノ健康障害認定ノ申請ハ許サス

給與官廳ハ不正ナル方法ヲ以テ受ケタル戦線割増金ノ返還ニ就テ決定ス

第四條 第九十一條第四項第二段ノ規定ハ此ノ規定ノ効力発生ノ際ニ繫屬セル控訴、異議申立及法律上ノ効力アル決定ニヨリ裁判官廳ニトリテ決着セル手續ノ再開ノ申請ニモ亦適用ス

第五條 國給與裁判所ノ長ハ本法第二條ニ基キテ発スル決定ニ對スル控訴ニ關シテ決定ヲナスヘキ部ヲ定ム
社會的給與ヨリノ陪席員トシテハ丁ノ場合ニ於テハ社會的給與ニ経験アル而シテ給與制度ニ造詣アル医師ヲ以テ之ヲ充ツ

(五) 第二施行令

一九三四年八月一三日

代理人及補佐人ハ給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律第四十

八條第二項トシテハナナス戦争犠牲者給與及在郷職業軍人國散彈同盟ノ成員ニシテ此等ノ同盟ニヨリテ給與官廳ニ於ケル代理人タルコトヲ一般的ニ委任サレタルモノノミヲ許可ス
此ノ場合第五改正法律ニヨリ改正サレタル給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律第四十八條第三項ヲ準用ス

3. 國防軍人の給與

國給與法の改正と一九三五年五月二一日の國防法の制定とに依リて、從來ノ國防軍給與法の改正も亦之を行ふの必要あるに至る。

國陸軍及國海軍所屬者並遺族ノ給與ニ關スル法律変更ニ關スル法律（國防軍給與法）

一九三五年一月二一日
一九三五年十一月六日

右の法律は即ち國防軍給與法の改正法なり、而して一九三五
 年一月二一日の改正は主として國給與法の範圍變更に關してな
 されたるものにして、その骨子は國防軍所屬者は、給與を受け
 んとする場合、國給與法若くは國防軍給與法のその何れかを、
 國防大臣の許可を得て選擇するを得ること、定めたること、公
 傷の結果不具となり、又は國防軍を退かざるを得ざるに至れる
 際、退職給の外に公傷のための生業能力が少くとも五十%減少せ
 る場合に、重傷手當、養育手當、身体補足物、整形上その他の
 補助手當を、國給與法を基準として供與せるものとなせること
 の二点にあり、其の他は請求權に關する手續事項にして、國給
 與法手續の精神を準用しつゝあり、特に明記するの要なるもの
 少なれ、同一一月六日の改正法律は、右に反し國防法の制定に
 伴ふ改正なり、即ち前者の場合は同年五月二一日の國防法制定

以前のものなりしを以て、國防法の施行により内容的に修正を
 加ふべきは當然のことなり、先づ挙げ得べき点は、士官は最低
 十ヶ年の全服務期間後、服務不能、資格缺如又は使用可能性の
 缺如の故を以て罷免されたる場合には終身退職給を支給せらる
 るの制度となる、此の点は國防軍給與法中の從來規定されざり
 しものにて、其の國防軍を優遇するの強き精神の加味され居る
 を知るを得、以上の外給與手當の規整は軍地正司令部にて、
 非武装地帯にては下級徴兵官廳に於て爲すを原則となすことを
 規定す、要するに國防軍給與法の改正も、其の一貫せる處は軍
 人及其の遺族の國家的優遇にあり、特にドイツ國防法に依り、
 十八歳より四十五歳までの男子は全部兵役の義務あること、な
 し、戦時にありては女子も兵役に服する義務を有せしむるの制
 度となしたる結果は、國民的名譽を力説し、其の給與に關して

も後顧の憂なきものとなせるものなり。

(一) 國陸軍及國海軍所屬者並遺族ノ給與ニ関スル法律(第一)

(國防軍給與法)

一九三五年一月二一日

第一條 一九二五年九月十九日改正一九二一年八月四日附國陸軍

及國海軍所屬者並遺族ノ給與ニ関スル法律ハ次ノ如ク変更ス

第一節 第三十三條ノ最後ハ削除シ、第三十三條ハトシテ以下

ヲ新ニ附加ス

「第三十三條ハ、第三十一條ニ擧ケタル士官ハ國防大臣ノ許可ヲ得テ國給與法又ハ本法ニヨル給與ノ中ヨリ選擇ヲナスコトヲ得、支給開始ハ國防大臣カ選擇ニ許可ヲ與ヘタル時を以

テス

公傷ノ結果不具トナリ又ハ國防軍ヲ退カサルヲ得サルニ至レル場合ニハ退職給ノ外ニ公傷ノタメ生業能力カ少クトモ五十%減少セル場合ニハ重傷手當、養育手當、身体補足物、整形上其ノ他ノ補助手當ヲ國給與法ヲ基準トシテ供與ス。」

第二節 第七十五條ハ次ノ如ク改ム

「公傷ノ存スル場合ニハ第三十三條ノ規定ヲ準用ス。」

第三節

(2) 第八十三條第一項ノ次ニ左ノ第二項及第三項ヲ挿入ス

「代理人及補佐人トシテハ次ニ列挙スル者ノ外之ヲ許サス、ナラス戦争犠牲者給與及在郷職業軍人國散彈同盟ノ代表者、辯護士並ニ申告者ノ職務能力ノアル從屬者就中妻並ニ申告者ト直系ニ於テ親戚又ハ姻戚關係アル者又ハ傍系ニ於テ第二又

ハ第三等級ノ親戚關係ニ當リ又ハ第二等級ノ姻戚關係ニ當ル者、國防大臣ハ緊急ノ必要アル場合ニハ右ノ外ノ者ヲ代理人トスルコトヲ得、

第二項ニヨリ代理人又ハ補佐人タリ得ヘカラサル者ハ却下ス即下ト共ニ代理權ハ消滅ス、却下ハ申告者ニ第二條ノ規定ヲ指示シテ通知スヘキモノトス、却下カ期間ノ経過中ニ行ハレ而シテ此ノ期間カ空過サレタル場合ニ於テハ却下ノ通告後一ヶ月以内ノ懈怠行爲ハ追完スルコトヲ得、

(6) 従前ノ第二項及第三項ハ第四項及第五項トス

第四節 聯隊 大隊及之ト同シ地位ヲ有スル軍隊及艦隊部分又ハ官廳及國勞働大臣ノ決定ニシテ本法ヨリ生スル請求權又ハ不正ニシテ受ケタル給與手當ノ返還請求ニ關スルモノニ對シテハ並ニ規整ノタメニ規定セラレタル官廳(第八十五條)ノ

決定ニ對シテハ控訴ヲ許ス。(一九三四年一月二日改正、一

九三三年一月十日附給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律)

控訴ニ關シテハ第六條第一節第二節ニヨル証明書下附、第七

條、第八條、第十四條、第十五條、第十六條、第二十七條、

第三十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第七

十條、第七十八條、第八十條ニヨル決定給與手當ノ額、及第

二十三條ハ、第六十六條又ニヨル移轉手當ノ規制ニ關スル場

合ニハ給與裁判所カ最終的ノ決定ヲナス。其ノ他ノ場合ニア

リテハ控訴ニ關シテハ國給與裁判所之カ決定ヲナス。

第五節 第百三條ハ次ノ如ク改正ス

「第二條、第五條、第三十三條、第三十三條ハ、第三十五條

第七十六條第四項ハ給與カ國給與法ニヨリテ供與セラルル限

リ、第七十七條ニヨル手續ニ對シテハ國給與法ニヨル給與

事項ニ於ケル手続ニ関スル規定ヲ適用ス

第二條 本法第一節、第二節八一九三四年七月一日ヨリ効力ヲ生
シ、第三節、第四節、第五節八一九三四年一月一日ヨリ効力
ヲ生ス

(二)

國陸軍及國海軍所屬者並ニ遺族ノ給
與ニ関スル法律變更ニ関スル法律(第二)

(國防軍給與法)

一九三五年十一月六日

第一條 一九二五年九月十九日改正一九二一年八月四日附國陸軍
及國海軍所屬者並ニ遺族ノ給與ニ関スル法律カ一九二一年三月
二三日附國防法ニ關聯スル場合ニ八一九三五年五月二一日附國
防法ノ規定ヲ用フ

其ノ他ノ場合ニアリテハ國防軍給與法ハ次ノ如ク改正ス

第一節 第三十一條ハ次ノ如ク改正ス

「第三十一條 士官ハ最低十ヶ年ノ全服務期間後服務不能
資格缺如又ハ使用可能性ノ缺如ノ故ヲ以テ八一九三五年五月
二一日附國防法第二十四條第二項_ハ、及第三項ノ罷免サ
レタル場合ニハ終身退職給ヲ受ク。退職給ハ罷免前官ニ於テ
決定ス。」

第二節 第八十一條第一項ニ於テ「聯隊、獨立大隊及之ト同シ
キ地位ヲ有スル軍隊及艦隊部分」ナル文句ヲ削除シ、ソノ代
リニ「大隊及之ト同地位ヲ有スル軍隊部分及空軍部隊、北海
及東海艦隊第二提督ニヨル」ナル字句ヲ置ク

第三節 第八十二條ハ次ノ如ク改正ス

「第八十二條 申告ニ基キテ與フル給與ハ書面ヲ以テ或ハ筆

録ニヨリ口頭ヲ以テ國防大臣ノ規定スル役所ニ申請スヘキモ
トス

第四節 第八十四條 第四項 八次ノ如ク改正ス

「第二項及第三項ニ準ケタル要求權ノ確定又ハ拒否ニ對シテ
ハ告知後一ヶ月以内ニ抗告ヲナスコトヲ得。告知ハ文書ニ記
載スヘキモノトス。大隊及之ト同地位ヲ有スル軍隊部分及空
軍部隊、艦隊ノ北海及東海第二提督及官廳ノ決定ニ對スル抗
告ニ關シテハ軍轄區司令部又ハ鎮守府司令部力決定ヲナシ、
軍轄區司令部又ハ鎮守府司令部ノ決定ニ對スル抗告ニ關シテ
ハ國防大臣力決定ヲナス。決定ハ關係人ニ通告ス」

第五節 第八十五條 八次ノ如ク改正ス

「第八十五條 給與手當ノ規整ハ軍地區司令部非武装地帯ニ
於テハ下級徴兵官廳ニ於テ之ヲ行フ」

第六節 第八十六條 八次ノ如ク改正ス

「第八十六條 只一回ノ移轉料及只一回ノ轉任補償金ノ支拂
ハ給與權利者力離職當時屬スル或ハ屬シ居タル大隊及之ト等
シキ地位ヲ有スル軍隊部分及空軍部隊、海軍ノ北海及東海ノ
第二提督又ハ官廳ニ於テ之ヲ行フ。第八十一條ニ準ケタル其
他ノ給與手當ハ軍地區司令部、非武装地帯ニ於テハ下級徴
兵官廳力之ヲ支拂フ」

第七節 第八十九條 八次ノ如ク改正ス

「第八十九條 決定及判決ハ兩告力爭ヒ得ヘカラサル場合ニ
ハ確定力ヲ有ス
確定力ハ不當ナル決定ノ変更又ハ廢止ニ對抗シ得ス。訂正決
定ヲ行フタメニハ豫メ軍轄區（鎮守府）司令部ノ許可ヲ受ク
ルコトヲ要ス。文字及計算ノ誤ハ何時ナリトモ申告ニ基キ又

ハ職權ヲ以テ之ヲ訂正スヘキモノトス。訂正ニ関シテハ常ニ
土地管轄權ヲ有スル軍地區司令部へ下級徴兵管轄又ハ軍管
區司令部カ決定ヲナス、此等ノ役所ハ一凡三五年一〇月一日
以前ニ國給與行政官廳ニ依リテ發シラレタル決定書ノ訂正ニ
関シテモ亦決定ヲナス。決定書ヲ訂正スル處置ハ決定書ノ原
本及正本ニ記ハスヘキモノトス、此等ノ決定ニ對スル抗告ニ
ハ歐羅巴以外ヘノ通告ニアリテハ抗告期間ハ六ヶ月トシテ第
八十四條第四項ノ規定ヲ適用ス。

第八節 第九十條第一項ニ於テハ「聯隊、大隊及之ト等シキ地
位ヲ有スル軍隊及艦隊部分」ナル字句ヲ削除シ「大隊及之ト
等シキ地位ヲ有スル軍隊部分、航空部隊、艦隊ノ北海及東海
第二提督ニヨリ」ナル字句ヲ置ク。

第九節 第九十二條第一項ハ次ノ如ク改正ス

「請求權ノ存セサル給與ニ関シテ決定ヲナス大隊及之ト等シ
キ地位ヲ有スル軍隊ノ部分及航空部隊海軍ノ北海及東海ノ第
二提督又ハ官廳ノ決定ニ對シテハ大隊等ヲ管轄スル軍管區司
令部又ハ鎮守府司令部ニ軍管區司令部又ハ鎮守府司令部ノ同
種ノ決定ニ對シテハ國防大臣ニ異議ヲ申出ルコトヲ許ス

第十節 第一百條ハ次ノ如ク改正ス
「第一百條 本法ノ施行上必要ナル一切ノ法廷内及外ノ處置
文書、委任、官ノ證明書並台帳ヘノ登錄ハ手数料及印紙ヲ免
除ス

第十一節 第一百三條ニハ以下ノ文章ヲ附加ス
「國勞働大臣ニハ國防大臣カ代位シ國給與行政官廳ニハ軍管
區又ハ鎮守府司令官及軍地區司令官カ代位ス、一九三四年七
月三日附國給與ノ範圍ニ於ケル變更ニ関スル法律第四條ニ于

ル附加年金ノ決定及支拂ニ對シテハ給與局及救護所ニ軍地區司令部カ代位ス。軍地區司令部ノ決定ニ對スル抗告ニ關シテハ軍管區及鎮守府司令部カ最終的ニ決定ヲナス。判決手續ハ排除ス。非武装地帯ニ於テハ下級徵兵官廳カ軍地區司令部ニ代位ス。

第二條 一九三四年七月三日附給與事項ニ於ケル手續ニ關スル法律ノ變更ニ關スル第五法律第二條ノ規定ハ國防軍給與法ノ規定ニヨリ給與ヲ與ヘラルル者ニ對シテ適用シ、其ノ際軍管區又ハ鎮守府司令部及軍地區司令部へ下級徵兵官廳一カ國給與行政官廳ニ代位シ而シテ確定カアル決定ノ變更ハ豫メ國防大臣ノ許可ヲ得ル場合ノ外之ヲ許サス。

第三條 本法ハ一九三五年一月一日ヨリ施行ス國防大臣ハ國防勸大臣ト協議ノ上如何ナル役所カ一九三五年一月ノ給與手當

ヲ支拂フカヲ規定ス

4、現役兵家族の救護

ドイツ現役兵勞働服務義務者の家族救護の施設、換言すれば戦後の國家的活動力の涵養につき、ヒトラー内閣は施設を實行することを忘れざりき。此の施設は國民皆兵の國民的義務を遂行せしむると共に、反面にありては其の結果國家的に發生するの虞なるべき經濟活動の停止若くは失業者のために救護の消極的政策を以て、經濟活動力の維持を企図せんとしたるものなり。一九三五年一月一日に公布せられたるもの次の如し

ア、ドイツ現役兵及勞働服務義務者ノ

家族救護手當令

(一九三五年一月一日)

目的

本法規は現役義務履行の爲の徴集せられたる兵役義務者及徴集せられたる并働服務義務者の家族に對する生活必要費の確保を目的とす

仕務の担当者

家族救護手當の仕務の担当者を知市區及地方區に限るものとす、此の仕務の担当者家族救護手當制を自治の事務とせず國の事務として之を実施すべきものとす、手當の費用は法規上都市區及地方區自身負担すべきものなり。

特殊の権利者

生活必要費を自己の力に依りて得ることを得ざるか又は自己以外の者特に家族より之を得られざる者は家族救護手當權利を有するものとす

第三者即ち特に民法の定むる扶養義務の扶養権利者に對する

扶養義務が常に家族救護手當の支給義務に先行し且該手當が斯かる義務を負担する第三者が存在せざるか又は正當なる理由に因り自己の義務を履行する能はざる場合にのみ之を支給すべきものとす

其の扶養義務を怠る者は都市區及地方區より行政的手取により其の扶養義務の履行の強制をなすことあり、此の義務を怠る者は、之を怠ることによりて生じたる處の家族救護手當に関する支出費用の返還を知市區及地方區より事情に於て要求することあり。

家族團體員の扶養義務

本令に就き注目すべきは家族團體の思想を立法化せることなり、即ち家族救護手當權利者が家族團體、家計團體の一員ならば他の家族團體員は假令民法上扶養すべき義務なき

場合も、尙家族救護手當権利者の必要なる生活を維持する爲め、其の能力に相應する範圍内に於て其の資力を提供せざるべからず、此の規定は配偶者、親族、姻族及家族救護手當権利者に對し扶養を爲す道德上の義務ある者に對して適用さる。家族救護手當の保障せんとする生活必要費に屬すべきものは生活維持費、特に衣食住の費用、看護費、罹病者救護費、妊婦及産婦救護費（医療救護、分娩費補助、産婦及乳兒救護）未成年の教育費、葬儀費等ソレナリ。生活維持ノ爲めに支給セラルベキ家族救護手當の額に關しては、都市區又は地方區の長が其の地域の状況に應じて其の支給額を決定す、而して此の家族救護手當の額は一般の救護の率を四分の一超ゆる程度に於て算定せらる。

家賃の補助

家賃の補助の支給は救護手當を以てしても正當なる住宅費を支拂ひ得ざる場合に限らる。而して住宅費が正當なりと認定さるゝ爲めには徴收されたるものゝ生活状態及其の住宅に起居するものゝ員数、令性及健康状態に依り之を決定す、尙各個の場合の特殊事情に依り決定すべき生活必要費を量定する場合には懇切なる態度を以て之を爲すことを要し又従前の生活状態を考慮して之を爲すものとす。家族手當権利者に對し勞働を正當に要求し得るや否やに關しては年令、健康状態、家庭の事情及職業教育の如何に依り之が判断を爲すべきなり女子に對しては其の兒童の正規の教育に支障を來さざる限り要求することを得、尙女子に關しては家業上の仕事又は家族の世話を行ふべき義務を特に考慮することを要す。

家族救護手當法規の適用

軍に現役服務義務履行の爲め徴集せられたる兵役義務者及徴集せられたる労働服務義務者のみを対象とし、兵役の爲め徴收せられたる者の家族の生活維持保障を目的とする家族手當支給は職業紹介所の手により行はる。

イ、ドイツ現役兵及労働服務義務者の

家族救護規程

(一九三五年一月一日)

家族救護手當権利者の範囲

家族救護手當権利者に属するものは徴收せられたる者に對し民法上扶養権利ある総てのものなり。即ち妻、並過失なくして離婚したる妻にレく徴收せられたる者に對し扶養の權利を有する者、嫡出子、嫡出宣告ありたる子及徴收せられたる者により認知せられ又は其の扶養義務を債務名義に於て確認

せられたる私生子、尊族親(父母、祖父母並徴集前徴收せられたる者と養子縁組を爲したる養父)の如き者之に属す民法上の扶養権利者の範囲を拓ゆる場合と雖も徴收せられたる者により其の徴收迄全部又は一部の扶養を受けたる者、養兒又は継子なるときは此の養兒又は継子は家族手當支給の權利を有す。

救護手當受給の手續

家族救護手當は公の救護とは別箇の任務として管理せらるべきものなり。救護手當の支給は申立を條件とす。申立は徴收せられたる者又は家族救護手當権利者より口頭又は書面を以て之を爲すを得。徴收の日以前に家族救護手當受給の申立を爲すときは申立書に徴收命令書を添附することを要す。徴收せられたる者は、徴收のとき右徴收命令書を必要とするが

次に、此の徴収命令書は家族救護手當受給申立書提出の後直ちに返還せらる。家族救護手當受給申立書を徴収の日の後に提出するときは申立書に服務に關する部隊又は労働服務部の証明書添付することを要す。尚申立書の提出と同時に住宅に關する賃貸借契約書並申立人か家族手當権利者に屬するこの証明書（結婚証明書、出生証明書等）を提出することを要す。

申立に關する管轄権及決定権

申立人か居住し又は一時滞在するに過ぎざる都市区又は地方區は申立書の受領に對し管轄権を有す。尚滞在市町村の長は申立書を受領し且地方區に之を轉送すべきものなり。然し申立に關する決定権は都市區又は地方區の長の手に依りて行はる。申立人か決定の適當ならざることを信ずるときは申立

人は家族救護手當法規に規定されたる異議及抗告により取消を求むることを得。最終審として決定を爲すはプロシヤに於ては首相、ベルリンに於ては警視總監なり。

救護手當

救護手當は少くも半ヶ月分を豫め支給す。救護手當決定の基準たる状態の変更ありたる場合には救護手當は新たに決定されざるべからず、次に手當の減額又は消滅を條件とする総ての状態は遲滞なく届出べきものなり。手當は権利者が家族救護手當以外の方法に依り其の生活を維持することを得る場合は之が支給を停止す。

救護手當支給の期間及權利の喪失

手當は徴收せられたる者が現役の兵役義務に服し又は労働服務義務に服する間は引続き支給せらる。

裁判所の決定に依り脱走と宣告せられ、又は労働服務公報に於て逃走と宣告せられたる徴集せられたる者の家族は手當權利を喪失す。

服務所と救護區との聯絡

救護手當の不當支給を回避する爲め本規程に於ては部隊及労働服務部と都市區又は地方區との協働を特に規定す、例へば部隊が満期前の除隊を都市區又は地方區に即時報告する義務の如きものなり。

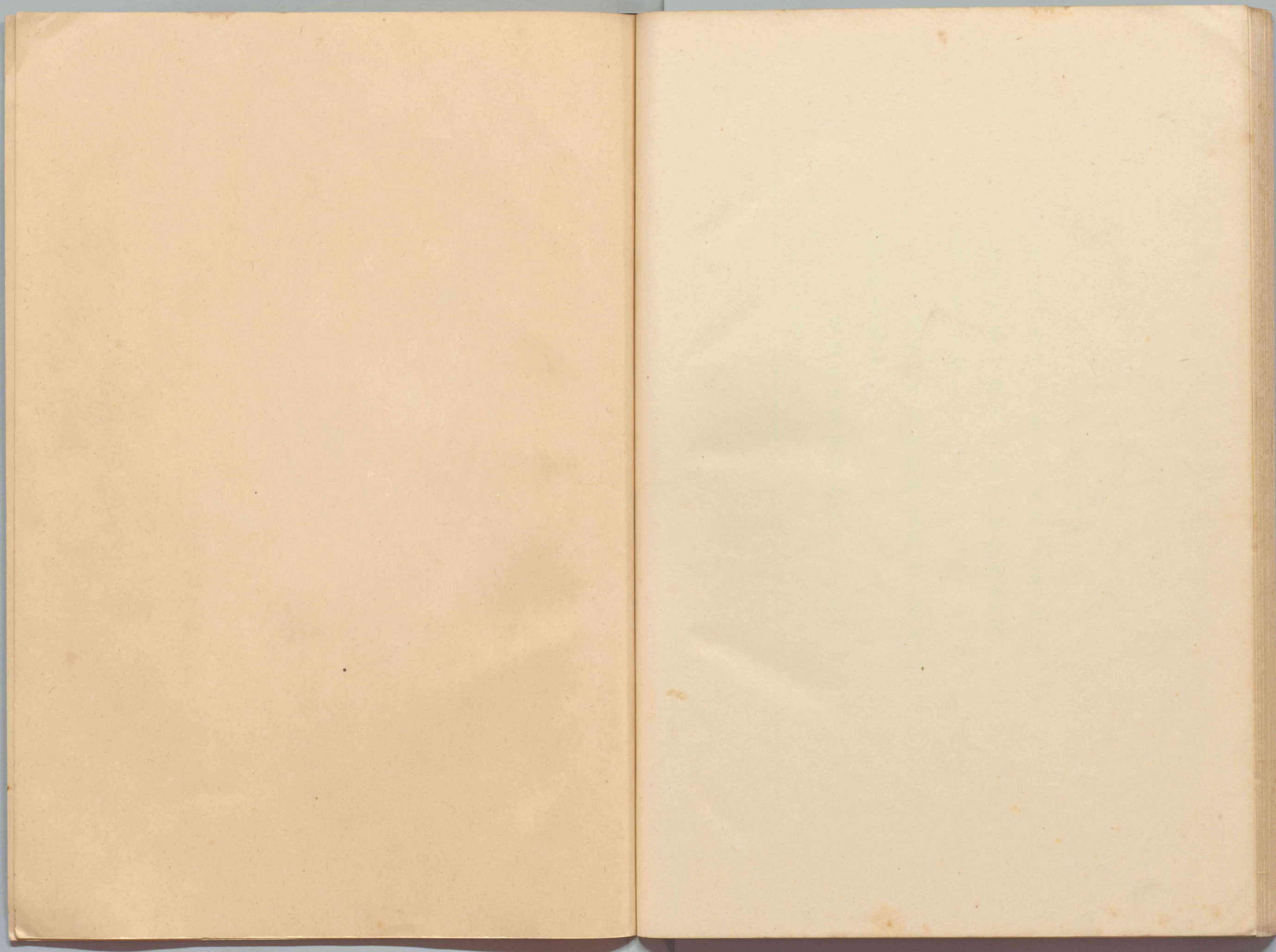
争務の委任

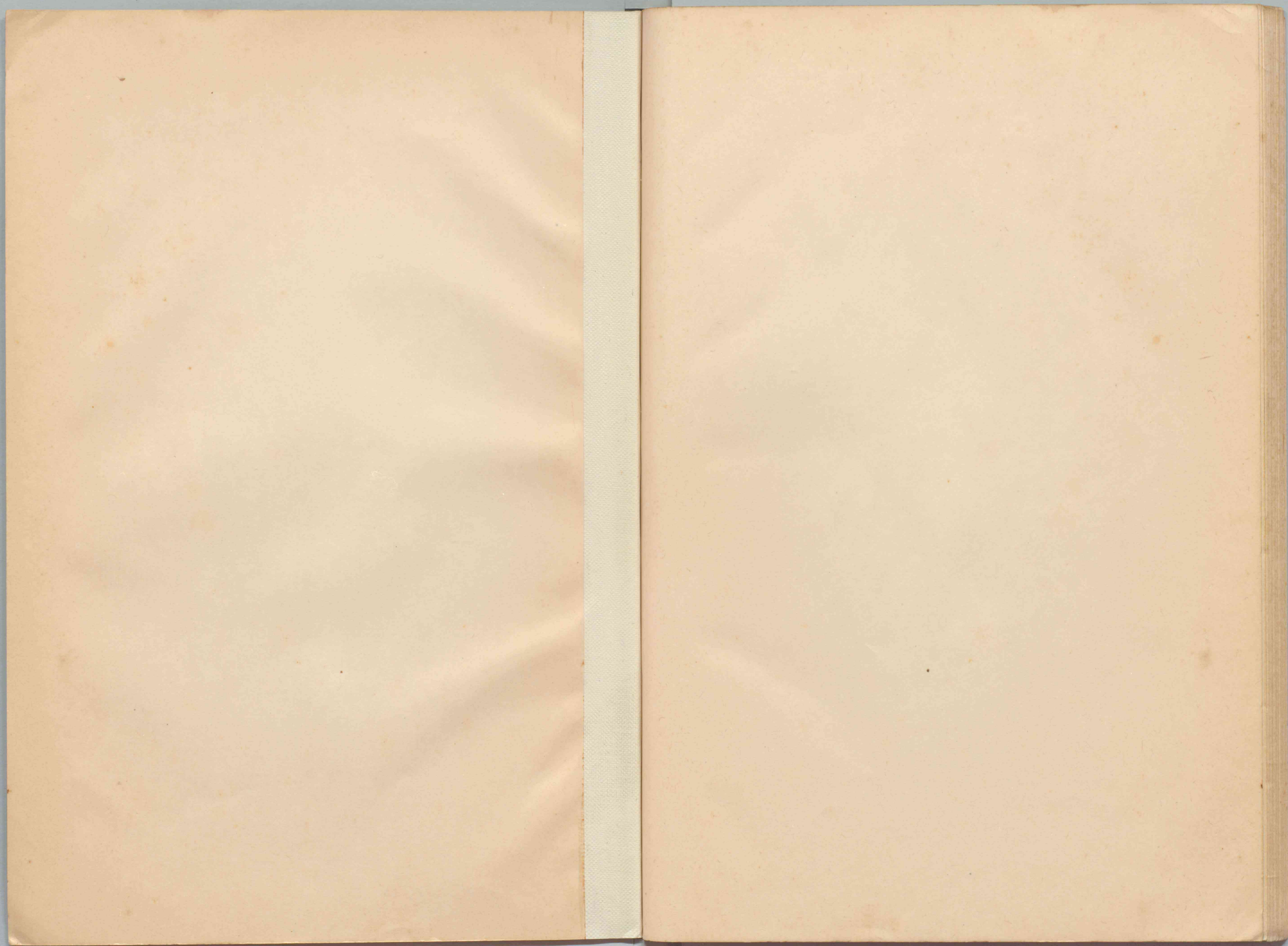
地方農村に於ては家族手當制度の實施を促進する爲地方區より其の地方區に属する人口十万人以上の市町村に對し其の争務を委任することを得、併しその責任は依然地方區の負担するものにして地方區の命令は市町村を拘束するものなり。

給與制度に関する立法一覽表

年月日	法律名	備考
一九三四年二月二七	國民的高揚ノ爲メノ戰士給與ニ関スル法律	
〃 二二	軍人傷病法受更ノ爲メノ法律	
〃 二二	三國給與ノ範圍ニ於ケル受更ニ関スル法律	
一九三五年一月一三	三國給與ノ範圍ニ於ケル受更ニ関スル法律	
一九三四年七月三	給與争項に於ケル手続ニ関スル法律受更ニ関スル第五法律	給與争項に於ける手続受更に関するもの
〃 七、三	第一施行令	
〃 八、一三	第二施行令	
〃 一一、二	第三施行令	
一九三五年一月一三	第四施行令	

年 月 日	法 律 名	摘 要
一九三四年一月二	給與事項ノ手續ニ関スル法律ノ新條文	
一九三五、一、一八	給與事項ノ手續法改正第五法律補足令	
〃	國陸軍及國海軍所屬者並遺族の給與ニ関スル法律変更ニ関スル法律(國防軍給與法)	
〃	一、六 同 法 (第二)	
一九三一年九月	ドイツ現役兵及勞働服務義務者ノ家族收護手當令	
一九三一年九月	ドイツ現役兵及勞働服務義務者ノ家族收護規程	





第二百

群馬県立図書館



0706428-0